

平成25年11月1日

会 員 各 位

(一社)山口県LPガス協会

消費税の引上げについて（お知らせ）

1 消費税率

	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税	1.0%	1.7%	2.2%
計	5.0%	8.0%	10.0%

2 電気料金等の税率等に関する経過措置

継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、旧税率（5%）が適用されます。

3 消費税転嫁対策特別措置法の概要

消費税率の引上げに際し、中小・小規模事業者等が消費税の適正な価格転嫁をしやすい環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法が平成25年10月1日から施行されました。詳しい内容については、内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>）をご覧ください。

(1) 消費税の転嫁拒否や転嫁を阻害する行為の禁止

次の行為は禁止されています。

行 為	具 体 例
消費税の転嫁を拒む行為	減額、買ったたき、商品購入・役務利用・利益提供の要請、本体価格での交渉の拒否等
消費税の転嫁を阻害する表示行為	・ 消費税を転嫁していない旨の表示（「消費税は転嫁しません」「消費税は当店で負担しています」等） ・ 消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示（「消費税還元セール」等）

(2) 価格表示、消費税転嫁・表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

消費税の適正な転嫁のために必要がある場合は、従来の法令の規定に対する特別措置（消費税法、景品表示法、独占禁止法の一部適用除外等）が適用されます。

特別措置	内 容	具 体 例
価格の表示に関する特別措置	表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、税込価格を表示しなくてもよいこととなります。	「〇〇円(税抜)」、「〇〇円(本体価格)」、「〇〇円+税」等
消費税転嫁・表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置	平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります。	・ 消費税額を上乗せした結果生じる端数について合理的な範囲で処理することを決定すること ・ 「消費税込価格」と「消費税額」を並べて表示する方法を用いることを決定すること

4 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

消費税転嫁対策特別措置法の円滑な施行を確保するため、公正取引委員会、消費者庁及び財務省からガイドラインが公表されています。

各ガイドラインの内容については、下記の問い合わせ先にてご確認ください。

名 称	担 当 省 庁
① 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方	公正取引委員会
② 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方	消費者庁
③ 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方	財務省
④ 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方	消費者庁

【問い合わせ先】

- ① 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

電話 03-3581-3378(直通)、ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

- ②及び④ 消費者庁表示対策課

電話 03-3507-9193(直通)、ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

- ③ 財務省主税局税制第二課

電話 03-3581-4111(内線5544)、ホームページ <http://www.mof.go.jp/>